

事業所名：社会福祉法人 吉城福祉会

## 一般事業主行動計画 (次世代法・女性活躍推進法一体型)

### 1 計画期間

令和7年9月1日 ～ 令和9年8月31日（2年間）

### 2 内容

#### （目標1）

「育児休業制度や短時間勤務制度を利用しやすく、育児休業後に職場復帰しやすい環境整備」

- ・ 男性職員の育児休業取得を促進するための措置の実施

#### （目標2）

「所定外労働の削減のための措置の実施」 →数値目標：10%時間外労働削減

#### （目標3）

「若年者に対するインターシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進」

### <対策>

#### （目標1）令和7年9月1日～

- 法人内の育児休業制度や短時間勤務制度の周知し、かけがえのない子の成長に寄り添えるよう、制度を積極的に活用し、休業等の取得につなげる。
- 男性職員への意識づけを行ない、計画期間内に該当する男性職員の50%の取得を目指す。

→就業規則、育児・介護休業規程を用いて制度の内容を説明、各部署に規程を配置。

→各部署の管理者からも、該当者が現れたら、制度の説明を行なう。職員面談にて、個々の職員の働き方の希望や困っている事を聞き、一方、法人からは当該職員に期待する役割を伝える機会を持ち、人事異動や事務分掌表の調整を行う際、双方の意向のすり合わせができるようにする。

(目標2) 令和7年9月1日～

- 各部署の管理者は、日頃から職員の事務分掌表および業務遂行状況を把握し、可能な限り勤務時間内に業務が終了するように調整を図る。
  - 「チーフ等の部署の管理者より職員に残業や休日出勤の指示をする場合」、  
「個々の職員が担当業務を遂行するために残業や休日出勤を申し出て、チーフ等の部署の管理者が妥当と判断する場合」は、サービス残業にならないよう留意すること。  
必要に応じて事務局に報告相談を行ない、代休取得または時間外手当が適切に支払われるようにする。

(目標3) 令和7年9月1日～

- インターシップ、トライアル雇用等の希望があれば、積極的に受け入れる努力をする。
- ハローワーク等から情報を得ながら、適切な求人活動を行う。
  - 法人の規定や報酬の実態に即した求人票の作成をする。
  - 新規採用者への提出書類の丁寧な説明の実施等を行う。

令和7年9月1日公表予定（法人HP掲載、9月チーフ会議での周知）